

## 児童福祉法等の改正に対する意見

平成 28 年 2 月 8 日

全 国 市 長 会

現在、厚生労働省においては、児童虐待について総合的な対策をさらに強化するとして、今通常国会に児童福祉法等の改正案を提出することを目指し、その内容について検討されているところである。

しかし、本件に関しては、都市自治体に対し新たな負担を義務付ける等の内容が含まれており、地方分権改革に逆行するものであると言わざるをえない。また、実施に向けた国による支援措置が不明確であり、専門職の確保・育成が極めて困難な状況にあるなか、児童福祉行政の実態や都市自治体の現状、意見を踏まえ、都市自治体に対し施設整備や専門職配置の義務付けを行うことは、到底受け入れられない。

今回の児童福祉法等の改正に当たっては、改めて都市自治体の意見を十分踏まえ、現場に混乱を生じさせることのないよう、実現可能な制度を目指し、社会保障審議会において十分かつ慎重な検討を行うことを強く要請する。

なお、個別の論点について、下記のとおり意見を申し述べる。

### 記

#### 1 措置の対象年齢を引き上げることについて

対象年齢の引き上げについては、民法の成人年齢が引き下げられた場合の対応をはじめ、児童福祉施設・児童相談所等の支援体制、他制度との整合性等について、十分に整理・検討を行うべきである。

#### 2 「地域子ども家庭支援拠点（センター）」の設置を努力義務とすることについて

支援拠点の設置については、新たな体制の整備や運営に当たり負担が生じることから、地域の実情を踏まえ慎重に検討すべきである。

#### 3 要保護児童対策調整機関に専門職を必置とすることについて

要保護児童対策調整機関に各種の専門職を必置とすることについては、専門職の確保・育成が困難な状況であるとともに、財政的負担が大きいことから、義務化すべきではない。

#### 4 中核市の児童相談所設置を義務化することについて

中核市に一律に児童相談所を必置とすることは、児童福祉行政の現場に混乱を招き、事態を悪化させることが懸念される。

国においては、都市自治体の自由度の確保を図りつつ、児童相談所を必要とする

都市自治体が円滑に設置・運営できるよう、地域の実情を踏まえて検討を行うとともに、必要となる人材と財源を確保することを最優先の課題とすべきである。

#### 5 通告・相談窓口を一元化することについて

虐待通告を一元的に受け付け、振り分けることについては、モデル事業の実施等によりノウハウを十分に積み重ねたうえで、その実現性を十分に議論すべきであって、法定化は時期尚早である。

#### 6 児童相談所に専門職を必置とすることについて

児童相談所に各種の専門職を必置とすることについては、専門職の確保・育成が困難な状況であるとともに、財政的負担が大きいことから、義務化すべきではない。